



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
8月29日
第440号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則 (モノづくり振興課)	1
○ 公 告	
指定管理者公募公告 (障害福祉課)	2
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	3
基本測量終了公告 (監理課)	3
公共測量実施公告 (監理課)	4
公共測量終了公告 (監理課)	4
宅地建物取引業者に係る確知公告 (住宅課)	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部)	5

規 則

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第50号

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県計量法関係手数料収入証紙規則 (昭和35年滋賀県規則第24号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項第25号の2」を「第2条第1項第27号」に改める。

第3条に次の1号を加える。

- (3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第6条第1項、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例 (平成16年滋賀県条例第30号) 第3条第1項その他の法令または条例等の規定により、電子情報処理組織 (県の機関の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この号において同じ。)) と申請等 (申請、届出その他の法令または条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。以下この号において同じ。)) をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して申請等をしようとする者が、当該申請等について、手数料を納付しようとするとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県立信楽学園について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県立信楽学園(以下「信楽学園」という。)
 - (2) 所在地 甲賀市信楽町神山470番地
 - (3) 施設の設置の目的 障害のある児童を保護するとともに、児童の適性に応じて生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取組等により、自立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とします。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設として、障害のある児童を入所させて、保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える業務
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所のサービスを提供する業務
 - (3) 信楽学園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
 - 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が信楽学園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が信楽学園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
 - 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和5年8月29日(火)から令和5年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和5年10月10日(火)午後5時必着とする。
 - (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3544
 - 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 令和5年8月29日(火)から令和5年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
 - 7 現地説明会 令和5年9月8日(金)に信楽学園において現地説明会を行う。
 - 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県立むれやま荘について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県立むれやま荘(以下「むれやま荘」という。)
 - (2) 所在地 草津市笠山八丁目5番130号
 - (3) 施設の設置の目的 脳血管障害、^{せき}脊髄損傷、脳外傷等で急性期医療、急性期リハビリテーション、回復期リハビリテーション等を終えた中途身体障害がある者、高次脳機能障害のある者等に対し、維持期における社会的リハビリテーション、医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、これらの者の自立および社会参加を支援することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とします。
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練および同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを提供する業務
 - (2) 法第5条第8項に規定する短期入所のサービスを提供する業務
 - (3) むれやま荘の施設および設備の維持管理に関する業務
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容がむれやま荘の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容がむれやま荘の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和5年8月29日(火)から令和5年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)に郵送または持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、令和5年10月10日(火)午後5時必着とする。
- (2) 受付場所 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3544

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年8月29日(火)から令和5年10月10日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 現地説明会 令和5年9月7日(木)にむれやま荘において現地説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営小脇地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和5年8月21日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営小脇地区土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江農業農村振興事務所田園振興課および東近江市農林水産部農村整備課
- 3 縦覧期間 令和5年8月29日から令和5年9月27日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年10月12日までに審査請求をすることができる。

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報) 修正)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について

次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業の地域 滋賀県全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市全域、彦根市全域、長浜市全域、甲賀市全域、野洲市全域、高島市全域、東近江市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真測量)
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の期間 令和5年6月12日から令和6年3月22日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(都市計画基本図修正測量)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和5年8月10日から令和6年2月29日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ修正)
- 2 作業の地域 長浜市全域
- 3 作業の終了日 令和5年3月31日

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過してもその所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和5年8月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 宅地建物取引業者の商号、代表者氏名、主たる事務所の所在地、免許証番号および免許年月日
商号 株式会社B. T. I.
代表者氏名 仮家紀久子
主たる事務所の所在地 高島市安曇川町西万木1098-2-23
免許証番号 滋賀県知事(1)第3732号
免許年月日 令和元年10月8日
- 2 申出先 滋賀県土木交通部住宅課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4231

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年8月29日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ヒューマンケアあゆみ	草津市野路町467-1ウイング21 202号室	有限会社ヒューマンケアあゆみ	草津市野路町467-1ウイング21 202号室	重度訪問介護	2510600014	令和5.9.1

